

役員及び評議員の 報酬等に関する規程

社会福祉法人 幸鐘会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸鐘会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び費用弁償を支払わないものとする。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び費用弁償を支払わないものとする。

- 2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員には、報酬及び費用弁償は支給しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 19年 4月 1日より適用する。
この規程は、平成 30年 11月 22日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬 (1 回)	費用弁償
理事会出席報酬等	3, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円 (町外のみ)
評議員会出席報酬等	3, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円 (町外のみ)

別表 2

名 称	報 酬	費用弁償
理事長業務報酬等	450,000 円 (月額)	なし
理事及び評議員業務報酬等	10,000 円 (1 日)	なし
監事監査指導報酬等	3,000 円 (1 回)	1,000 円 (町外のみ)